令和7年　下呂市農業委員会第6回総会議事録

開催日時	令和7年6月3日　　14：00～16:00
開催場所	下呂総合庁舎　大会議室
出席委員	1番 山下　康子　2番 上野　耕正　3番 大森　公治（推） 4番 嶋田　浩　5番 熊﨑　みどり　6番 中島　義彦 7番 林　忠助　8番 中川　元宏（推）　9番 中川　輝男（推） 10番 田中　覚章（推）　11番 二村　昭司　12番 小林　寿 14番 鎌倉　誠也　15番 中島　尊治　16番 福井　順也 17番 中島　次郎（推）　19番 熊﨑　徹（推）　22番 中島　義雄 24番 日下部 道男（推）　25番 井戸　克彦（推）　26番 杉山　裕（推）
欠席委員	13番 川口　太三（推）　18番 二村　正明（推）　20番 中桐 由起子（推） 21番 金森　茂俊　23番 中島　悠
議事日程	第１ 会長あいさつ 第２ 議事録署名者 第３ 議事 議事22号　農地法第３条の規定による許可申請について 議事23号　農地転用許可後の事業計画変更承認申請について 議事24号　農地法第４条の規定による許可申請について 議事25号　農地法第５条の規定による許可申請について 議事26号　農業委員会事務の実施状況等の公表について 第４ その他
事務局長	開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数13名、本日の出席数11名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。 ただ今から第6回農業委員会を開催いたします。
職務代理	【職務代理あいさつ】
職務代理	それでは只今から審議に入らせていただきます。 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。 7番　林　忠助　委員 11番　二村　昭司　委員　にお願いいたします。
職務代理	議案第22号　農地法第３条の規定による許可申請について別紙のとおり承認申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の2ページをお開きください。こちらの案件につきまして、事務局説明をお願いいたします。
職務代理	農地法第３条申請4件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。

事務局	議案第２２号　農地法第３条の規定による許可申請について説明いたします。令和７年４月から３条の申請事由については申請書に記入の必要がなくなりました。今回の申請内容については、無償による所有権移転が１件、有償による所有権移転が４件、使用貸借が１件提出されています。 番号１については、農振農用地です。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画対象農地です。 番号２については農振農用地です。 全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画対象農地です。
事務局	番号３については農振農用地ではありません。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画対象農地ではありません。 番号４については農振農用地ではありません。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画対象農地ではありません。 以上、農地法第３条申請について審議をお願い致します。
４番	１番について説明します。場所は奥田洞と大ヶ洞の境の土地です。農地として利用されるとのことで問題ありません。
12番	２番について説明します。場所は＊＊＊の近くです。譲受人は近隣に居住しており、農地を管理するとのことですので、問題ありません。
事務局	担当委員欠席のため、３番について説明します。場所は点在しています。踏切を渡ったあたりの空き家を購入して移住し、付随した農地を譲り受けるとのことです。担当委員に確認したところ、周辺は住宅があり、荒れないように管理していただきたいということで申請者に伝えています。集団農地の一部では無いので、問題ありません。
26番	４番について説明します。場所は＊＊＊から50mくらい入った所です。譲渡人は遠方に住んでいます。譲受人は申請地の近くに家を購入しており、近く転入されるとのことですので、問題ありません。
職務代理	ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
職務代理	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第３条許可申請4件について、許可することにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】

職務代理	ご異議ないものと認め、許可することに決定いたします。
職務代理	議案第23号　農地転用許可後の事業計画変更承認申請について別紙のとおり事業計画変更承認申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の５ページをお開きください。こちらの案件につきまして、事務局説明をお願いいたします。
事務局	議案第２３号　農地転用許可後の事業計画変更申請について説明させていただきます。今回の申請内容については、一時転用期間の変更が１件です。訂正をお願いします。次第では番号が１から３になっていますが、全て番号１です。 番号１については、令和６年７月に農地の嵩上げを目的とする一時転用の５条許可を得た転用計画について、３年毎に嵩上げを完了し、次の農地を嵩上げする予定でしたが、部分的な完了では、最終的な造成が不整地になるため、一時転用期間を３年から８年に変更するものです。なお、一体地の利用について、５条申請が併せて提出されております。 以上、農地転用許可後の事業計画変更申請について審議をお願い致します。
職務代理	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
６番	計画書を見ると、土地改良するように見えるが、問題無いか。
事務局	賃貸借ですので、登記を変更する予定はありません。
６番	字絵図と現況が変わることにより後々問題にならないか心配している。
事務局	県に必要な対応等の確認をとりながら慎重に進めます。
15番	土地所有者は貸したいという意向を聞いているので、問題無いと思います。
職務代理	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
職務代理	ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。
職務代理	議案第24号　農地法第４条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の６ページをお開きください。

職務代理	農地法第４条許可申請3件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。
事務局	議案第２４号農地法第４条の規定による許可申請について説明させていただきます。今回の申請内容については、工・鉱業用地への転用が１件、一般個人住宅への転用が２件、面積については畑470㎡です。 番号1については、申請地を一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第２種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。 番号2については、申請地を舞茸工場の進入路として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、300m以内に下呂市役所　竹原出張所があることから、第３種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。
事務局	番号3については、申請地を一般個人住宅の倉庫及び庭園として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、300m以内に下呂市役所　竹原出張所があることから、第３種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。 以上、農地法第４条申請について審議をお願い致します。
1番	１番について説明します。場所は＊＊＊の隣です。家の書類を整理していたら、自分の家に農地がかかっていることがわかったため、申請するものです。始末書も提出されており、問題ありません。
15番	２番と３番について説明します。場所は＊＊＊の近くです。２番については、申請人の家の隣の工場の一部が農地であったため、追認案件になっています。問題ありません。 ３番については、住宅の一部が農地であったため、追認案件になっています。問題ありません。
職務代理	ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
職務代理	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第4条許可申請3件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。

	【挙手全員】
職務代理	ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。
職務代理	議案第25号　農地法第５条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の7ページをお開きください。
職務代理	農地法第５条許可申請9件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。
事務局	議案第２５号　農地法第５条の規定による許可申請について説明いたします。今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が４件、工・鉱業用地への転用が３件、集合住宅への転用が１件、農地の嵩上げへの一時転用が１件面積については田994.59㎡、畑6,094㎡です。 番号1については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の駐車場及び倉庫として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第２種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。 番号2については、申請地を譲り受け、土木工事業（資材置場・駐車場）として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、街区に占める宅地割合が40％を超えていることから、第３種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。
事務局	番号3については、申請地を借り受け、農地の嵩上げとして利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は特定土地改良事業等（面整備）施行区域内の農地農振農用地であるが、一時転用であることから、第１種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。 番号4については、申請地を譲り受け、コンクリート製造業（工場用地）として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、都市計画法の用途地域が定められていることから、第３種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。 番号5については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、都市計画法の用途地域が定められていることから、第３種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はない ことから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

事務局	番号6については、申請地を譲り受け、分譲住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、都市計画法の用途地域が定められていることから、第３種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。 番号7については、申請地を借り受け、建設業の土砂置場として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、都市計画法の用途地域が定められていることから、第３種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。 番号8については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の倉庫及び駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第２種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。
事務局	番号9については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の庭園として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第２種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。 以上、農地法第５条申請について審議をお願い致します。
15番	１番について説明します。場所は＊＊＊から北へ1キロほどのところです。自己所有地が手狭なため、近隣の農地を購入し、駐車場として利用したいとのことで問題ありません。
15番	２番について説明します。場所は＊＊＊の近くです。譲受人が資材置場として利用したいとのことで、問題ありません。
15番	３番について説明します。場所は＊＊＊から南に１００ｍあたりの土地です。土砂捨て場として利用したのち、桑園として利用するとのことで問題ありません。
事務局	担当委員欠席のため、４番について説明します。場所は＊＊＊の裏側の土地です。コンクリートのサイロとして利用している追認案件です。周辺に農地は無いため、問題ありません。
事務局	５番について説明します。場所は＊＊＊の裏側です。一般個人住宅として利用したいとのことです。周辺に農地は無いため、問題ありません。
事務局	６番について説明します。場所は＊＊＊の近くです。分譲住宅として利用したいとのことです。周辺に農地は無いため、問題ありません。

事務局	７番について説明します。場所は番号６の隣です。土砂置場として利用したいとのことです。隣接する農地は所有者のものであることから、問題ありません。
事務局	８番と９番について説明します。3条申請の譲受人の住宅の横にある倉庫の部分が番号８、住宅の庭は番号９です。現地は倉庫が建っており、９番については庭木が生えており、現況復旧は難しいと思います。この住宅で生活するうえで必要な土地だと思うので問題ありません。
職務代理	ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
職務代理	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条許可申請9件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
職務代理	ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。
職務代理	議題第26号　農業委員会事務の実施状況等の公表について意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第26号　農業委員会事務の実施状況等の公表について説明させていただきます。この議案につきましては、農業委員会に関する法律第37条の規定である情報の公表について意見をもとめるものです。農業委員会においては、その運営の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用等により公表することが義務づけられています。この内容で承認をいただいた場合は、下呂市ホームページでの公表と併せて岐阜県農業会議へ報告します。では、内容について順に説明します。１枚目の裏面をご覧ください。（１）の農地の集積についてですが、今年度の集積率の目標32.6%に対して、実績は33.2%で目標に対する達成状況は101.8%でした。次に2枚目の裏面をご覧ください。２の最適化活動の活動目標についてですが、活動強化月間の設定についてですが、目標３回に対して、実績３回実施しています。内容については、新規就農者に貸付できる農地の取りまとめや農地パトロールの結果から貸付意向のある農地を確認しています。次に３枚目をご覧ください。新規参入相談会への参加についてですが、令和7年度も実施できるよう新規就農担当と調整しながら進めたいと思います。また、推進委員等の点検・評価結果については、体調不良等によりやむを得ず記載のとおりとなりました。　以上で説明を終わります。
職務代理	ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
事務局	新規参入の相談回数について、日々の活動の中で農地を探している等の相談を受けた方が見えたら、実績となりますので、教えていただきたいです。規模の大小は問いません。実績を計上できそうであれば評価点を変更します。

職務代理	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。 【挙手全員】
職務代理	ご異議ないものと認め、意見無しとします。
職務代理	以上で本日の案件は全て終了となります。その他何かありましたらご意見伺います。
6番	一時転用についてですが、農振を外して、一時転用期間が終了した後に、農振へ戻すのか。
事務局	農業委員会として意見を提出する時に農振除外を許可する時の条件として、農振に編入するよう意見を提出しています。
6番	その条件は法的に強制力はあるのか
事務局	決定機関は市です。市から農業委員会に意見を求められて、農業委員会としては意見を付けているだけなので、市の判断でその意見を強制するかは決定されます。例えば市の農振担当が「一時転用後、農振地に編入する誓約書」を求めるなどの方法も考えられます。農振担当にはお伝えします。 【その他　意見無し】
職務代理	以上をもちまして、第６回　下呂市農業委員会を閉会します。 16時00分閉会 ※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った 本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。 下呂市農業委員会 番 番